

学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する細則

(平成17年9月20日 則 第10号)

(趣 旨)

第1条 この内規は、学校法人鶴岡学園（以下「本学園」という。）の職員がハラスメントの防止・排除のために必要な事項を定めるものとする。

(意識の重要性)

第2条 本学園の職員は、ハラスメントの防止・排除するため他の職員、学生等及び関係者と接するに当たり、人格の尊重並びに大切なパートナーであるという意識を持つことの重要性について充分認識しなければならない。

(基本的な心構え)

第3条 ハラスメントに対する受け止め方は、個人間、男女間、世代間及び受ける人物の立場等により差があり、ハラスメントか否かは相手の判断であることを充分認識しなければならない。

2 ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

3 大学における人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、職員、学生等にハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント)

第4条 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

(1) 性的な内容の発言関係

- ① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ② 聞くに堪えない卑猥な冗談を交わすこと
- ③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと
- ④ 性的な経験や性生活について質問すること
- ⑤ 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること
- ⑥ 性別により差別しようという意識等に基づくものとして「男の癖に根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」「女は学問などしなくても良い」などと発言すること
- ⑦ 成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

(2) 性的な行動関係

- ① ヌードポスター等を職場に貼ること
- ② 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ③ 職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
- ④ 身体を執拗に眺め回すこと
- ⑤ 食事やデートにしつこく誘うこと
- ⑥ 性的な内容の電話を掛けたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- ⑦ 身体に不必要に接触すること
- ⑧ 不必要な個人指導を行うこと

- ⑨ 浴室や更衣室等を覗き見すること
 - ⑩ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
 - ⑪ 女性であるというだけで仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること
- (3) 主に職場外において起こるもの
- ① 性的な関係を強要すること
 - ② 職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること
 - ③ 出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
 - ④ 自宅までの送迎を強要すること
 - ⑤ 住居等まで付け回すこと
 - ⑥ カラオケでのデュエットを強要すること
 - ⑦ 酒席で、指導教員、上司等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

(アカデミック・ハラスメント)

第5条 あらゆる人間関係のトラブルの内、セクシュアル・ハラスメントを除いた残りの全ての問題がアカデミック・ハラスメントとして捉える。以下のような言動を行った場合、アカデミック・ハラスメントになり得る。

- (1) 授業等に対する苦情
 - ① 授業で誤りの指摘に対し、逆に怒ること
- (2) 単位認定・論文作成に絡んだトラブル
 - ① 卒業に必要な単位を認めない
 - ② 論文提出を受理しない
 - ③ 「卒業させない・単位をやらない」等の発言
 - ④ 中間発表をさせない
- (3) 日常的な指導拒否・差別、研究の妨害
 - ① 特定の学生だけ研究テーマを与えない
 - ② 実験器具を使わせない
 - ③ 他人に助言を求めることを禁止する
- (4) 業績の搾取
 - ① 論文のファーストオーサーを無関係の人にする
 - ② 学生や他の職員のアイデアや実験結果を別の人の研究のために用いる
- (5) 身体的、精神的暴力
 - ① 殴る・蹴るといった暴力
 - ② 「能力がない、馬鹿」等の暴言
 - ③ ゼミ参加者全員の前で怒鳴り散らす
- (6) 研究室運営に対する不満
 - ① 学生同士のトラブルに何も働きかけない
 - ② 放任主義で何も指導しない
- (7) 極端な長さの労働時間
 - ① 年に休みが3日だけ
 - ② 毎日終電まで。泊まりでの実験
- (8) 就職・進路に関するトラブル

① 推薦状を書かない

(環境の確保)

第6条 ハラスメントについて問題提起をする学生、職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、個人的な問題と片付けないで、就学上又は就労上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

2 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。

3 ハラスメントが見受けられる場合は、就学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会を捉えて注意を促すなどの対応をとることが必要である。

(懲戒)

第7条 ハラスメントの態様、軽重によっては学校法人鶴岡学園就業規則第58条第1項第3号の「職員としての品位を損ない又は学園の名誉を著しく傷つけた場合」に該当し、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、ハラスメント防止・対策委員会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この内規は、平成17年10月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年11月25日から施行する。